

# 兵庫県公報

令和2年10月6日 火曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

条 例	ページ
○ 兵庫県税条例の一部を改正する条例（税務課）	1
○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（情報企画課）	2
○ ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例（地域安全課）	8
○ 兵庫県住宅再建共済制度条例の一部を改正する条例（復興支援課）	10
○ 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（水産課）	10
○ 暴力団排除条例の一部を改正する条例（警察本部暴力団対策課）	11

## 公布された法令のあらまし

### ●兵庫県税条例の一部を改正する条例（条例第30号）

地方税法の一部改正を踏まえ、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者に及ぶ影響の緩和を図る観点から、政府の自粛要請等を受けて中止等となった文化芸術又はスポーツに関する行事のうち文部科学大臣が指定したものを主催した者に対する支援を促進するため、個人の県民税における寄附金税額控除について所要の整備を行うこととした。

### ●行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（条例第31号）

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正を踏まえ、情報通信技術を活用した県行政の推進について、その基本原則等を定めるとともに、行政手続の利便性の向上等を図るため所要の整備を行うこととした。

### ●ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例（条例第32号）

安全で安心な県民生活の確保を図るため、ボーガンを使用する者等の責務を明らかにするとともに、ボーガンの取得に係る届出制度を創設する等、ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関して必要な事項を定めることとした。

### ●兵庫県住宅再建共済制度条例の一部を改正する条例（条例第33号）

国の災害救助事務取扱要領の改定により、災害による住家の被害の程度について、一部損壊の住家のうちその損害割合が10分の1以上のものを準半壊と認定するものとされたことを踏まえ、一部損壊の字句を準半壊に改める等規定の整備を行うこととした。

### ●使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（条例第34号）

- 1 漁業法の一部改正により、海区漁業調整委員会の委員の選出方法について、公選制から知事が議会の同意を得て任命する方法に変更されること等に伴い、関係条例について所要の整備を行うこととした。
- 2 肥料取締法の一部改正により、同法の名称が肥料の品質の確保等に関する法律に改められることに伴い、関係条例について引用法令の名称を改める等規定の整備を行うこととした。

### ●暴力団排除条例の一部を改正する条例（条例第35号）

青少年に対する暴力団の不当な影響を排除し、もって青少年の健全な育成をより一層推進するため、保護者その他の青少年の育成に携わる者に必要な助言、指導等を行わせることにより青少年に適切な暴力団排除の意識を醸成させるとともに、暴力団員が青少年を暴力団事務所等に立ち入らせ、自己が所属する暴力団の活動として青少年に利益を供与し、又は自己若しくは自己が所属する暴力団の支配下に置くために青少年に接触する行為を禁止することとした。

## 条 例

兵庫県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月6日

兵庫県知事 井戸敏三



## 第3節 添付書面等の省略（第11条）

## 第4節 情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正（第12条）

## 第3章 民間手続における情報通信技術の活用の促進に関する施策（第13条・第14条）

## 第4章 雑則（第15条・第16条）

## 附則

## 第1章 総則

第1条を次のように改める。

## （目的）

第1条 この条例は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）に基づく同法第2条に規定する高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策及び官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）に基づく同法第1条に規定する官民データ活用の推進に関する施策を実施するため、情報通信技術を活用した県行政の推進に関し必要な事項を定めるとともに、民間手続における情報通信技術の活用の促進に関する県の施策について定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、県行政の運営の簡素化及び効率化並びに県内の社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって県民生活の向上及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 法令等 法律及び法律に基づく命令並びに条例等をいう。
- (2) 条例等 県の条例及び規則等（県の規則並びにその機関が定める規則及びその他の規程をいう。次章第2節及び第3節において同じ。）をいう。

第2条第11号を同条第13号とし、同条第10号中「条例等」を「法令等」に、「県の機関」を「行政機関等」に、「作成し」を「作成し、」に改め、同号を同条第12号とし、同条第9号中「条例等」を「法令等」に、「県の機関」を「行政機関等」に改め、同号を同条第11号とし、同条第8号中「条例等」を「法令等」に、「県の機関」を「行政機関等」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、経由機関（法令等の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を経由して行う処分通知等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う行政機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。

第2条第8号を同条第10号とし、同条第7号中「条例等」を「法令等」に、「県の機関」を「行政機関等」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、経由機関（法令等の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を経由して行われる申請等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける行政機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。

第2条第7号を同条第9号とし、同条第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、同条第3号中「図形等」を「図形その他の」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 行政機関等 次に掲げるものをいう。
  - ア 県の機関（知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業又は病院事業の管理者、警察本部長その他の法律又は条例上独立に権限を行使することを認められた県の機関をいう。以下同じ。）
  - イ 市町その他の地方公共団体（県を除く。）又はその機関（議会を除く。）
  - ウ 地方独立行政法人等（公立大学法人兵庫県立大学、兵庫県住宅供給公社、兵庫県道路公社及び兵庫県土地開発公社をいう。第15条において同じ。）
  - エ 県又は県の機関が法律又は条例の規定に基づく管理、試験、検査、検定、登録その他の事務について当該法律又は条例に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者
  - オ ウ又はエに掲げる者（エに掲げる者については、当該者が法人である場合に限る。）の長
- (4) 民間事業者 個人又は法人その他の団体であつて、事業を行うもの（国及び行政機関等を除く。）をいう。

第10条を削る。

第9条の見出しを「(情報通信技術を活用した県行政の推進に関する状況の公表)」に改め、同条中「少なくとも毎年度1回、県の機関が」を削り、「使用して行わせ又は」を「使用する方法により」に改め、「できる」の右に「県の機関に係る」を加え、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した県行政の推進」に改め、「により」の右に「随時」を加え、同条に次の1項を加える。

2 地方独立行政法人等は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる当該地方独立行政法人等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した事業の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

第9条を第15条とする。

第7条及び第8条を削る。

第6条第1項中「県の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に、「当該作成等に関する条例等」を「当該条例等その他の当該作成等に関する法令等」に改め、同条第3項中「第1項の場合において、県の機関は、」を「作成等のうち」に、「により」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条を第9条とし、同条の次に次の1条、2節、1章及び章名を加える。

(適用除外)

第10条 次に掲げる手続等については、この節の規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるもの
- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

### 第3節 添付書面等の省略

第11条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、行政機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

### 第4節 情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正

第12条 県は、情報通信技術を活用した県行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるように、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるものとする。

## 第3章 民間手続における情報通信技術の活用の促進に関する施策

(民間事業者と行政機関等との連携等)

第13条 手続等密接関連業務(手続等(条例等の規定に基づくものに限る。以下この項において同じ。)に密接に関連し、これと同一の機会に民間手続(契約の申込み又は承諾その他の通知をいい、申請等又は処分通知等として行うものを除く。以下この章において同じ。)が必要となる業務をいう。)を取り扱う民間事業者は、当該民間手続が情報通信技術を利用する方法により当該手続等と一括して行われるようにするため、当該民間手続を電子情報処理組織(民間事業者の使用に係る電子計算機とその民間手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第2項において同じ。)を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うとともに、当該手続等に係る行政機関等との連携を確保するよう努めるものとする。

2 県は、前項の連携のため、同項の民間事業者に対し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

(民間手続における情報通信技術の活用の促進のための環境整備等)

第14条 県は、民間手続における情報通信技術の活用の促進を図るため、契約の締結に際しての民間事業者による情報提供の適正化、取引における情報通信技術の適正な利用に関する啓発活動の実施その他の民間事業者とその民間手続の相手方との間の取引における情報通信技術の安全かつ適正な利用を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項の施策の実施状況を踏まえ、民間事業者とその民間手続の相手方との間の取引における情報通信技術の安全かつ適正な利用に支障がないと認めるときは、民間手続(当該民間手続に関する条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものに限る。)が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行われることが可能となるよう、法制上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第4章 雑則

第5条第1項中「県の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「に規定する」を「により」に、「当該縦覧等に関する条例等」を「当該条例等その他の当該縦覧等に関する法令等」に改め、同条を第8条とする。

第4条第1項を次のとおり改める。

処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に、「当該処分通知等に関する条例等」を「当該条例等その他の当該処分通知等に関する法令等」に改め、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、県の機関は、」を「処分通知等のうち」に、「により」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の1項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等(第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。)」とする。

第4条を第7条とする。

第3条第1項を次のとおり改める。

申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織(行政機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

第3条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に、「当該申請等に関する条例等」を「当該条例等その他の当該申請等に関する法令等」に改め、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の県の機関」を「当該申請等を受ける行政機関等」に、「当該県の機関」を「当該行政機関等」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、県の機関は、」を「申請等の

うち」に、「により」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「かかわらず、」の右に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第11条において同じ。）の利用による」を加え、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の2項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において兵庫県収入証紙をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

第3条を第6条とする。

第2条の次に次の1条、章名、1節及び節名を加える。

（基本原則）

第3条 情報通信技術を活用した県行政の推進は、次に掲げる事項を旨として行うものとする。

- (1) 手続等並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすることにより、手続等に係る時間、場所その他の制約を除去するとともに、当該事務及び業務の自動化及び共通化を図り、もって手続等が利用しやすい方法により迅速かつ的確に行われるようにすること。
  - (2) 民間事業者その他の者から行政機関等に提供された情報については、行政機関等が相互に連携して情報システムを利用した当該情報の共有を図ることにより、当該情報と同一の内容の情報の提供を要しないものとする。
  - (3) 社会生活又は事業活動に伴い同一の機会に通常必要とされる多数の手続等（これらの手続等に関連して民間事業者に対して行われ、又は民間事業者が行う通知を含む。以下この号において同じ。）について、行政機関等及び民間事業者が相互に連携することにより、情報通信技術を利用して当該手続等を一括して行うことができるようにすること。
- 2 情報通信技術を活用した県行政の推進に当たっては、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者に対する適正な配慮が確保されるものとする。

第2章 情報通信技術を活用した県行政の推進

第1節 情報システム整備計画等

（情報システム整備計画）

第4条 知事は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る県の機関の情報システム（次条第4項を除き、以下この節において単に「情報システム」という。）の整備を総合的かつ計画的に実施するため、情報システムの整備に関する計画（以下この節において「情報システム整備計画」という。）を定めるものとする。

2 情報システム整備計画に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 計画期間
  - (2) 情報システムの整備に関する基本的な方針
  - (3) 申請等及び申請等に基づく処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うために必要な情報システムの整備に関する事項
  - (4) 申請等に係る書面等の添付を省略するために必要な情報システムの整備に関する事項
  - (5) その他情報システムの整備に関する事項
- 3 知事は、情報システム整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 4 前項の規定は、情報システム整備計画の変更について準用する。

（県の機関による情報システムの整備等）

第5条 県の機関は、情報システム整備計画に従って情報システムを整備するものとする。

2 県の機関は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性

を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

- 3 県の機関は、第1項の規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する行政機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めるものとする。
- 4 県の機関以外の行政機関等は、県の機関が前3項の規定に基づき講ずる措置に準じて、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る当該行政機関等の情報システムの整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 5 県は、県の機関以外の行政機関等が講ずる前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第2節 手続等における情報通信技術の利用

本則に次の1条を加える。

(補則)

第16条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則等で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条及び第7条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請等（改正後の条例第2条第9号に規定する申請等をいう。）及び処分通知等（改正後の条例第2条第10号に規定する処分通知等をいう。）について適用し、同日前に行われた電子情報処理組織（この条例による改正前の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第3条第1項及び第4条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）による申請等（改正前の条例第2条第7号に規定する申請等をいう。）及び処分通知等（改正前の条例第2条第8号に規定する処分通知等をいう。）については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第5条又は第6条の規定により行われている縦覧等（改正前の条例第2条第9号に規定する縦覧等をいう。）又は作成等（改正前の条例第2条第10号に規定する作成等をいう。）は、改正後の条例第8条又は第9条の規定により行われている縦覧等（改正後の条例第2条第11号に規定する縦覧等をいう。）又は作成等（改正後の条例第2条第12号に規定する作成等をいう。）とみなして、これらの規定を適用する。

(収入証紙条例の一部改正)

- 4 収入証紙条例（昭和39年兵庫県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

(県民ボランティア活動の促進等に関する条例の一部改正)

- 5 県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）の一部を次のように改正する。

目次中「第46条」を「第47条」に、「第47条・第48条」を「第48条・第49条」に改める。

第48条を第49条とし、第47条を第48条とし、第4章中第46条の次に次の1条を加える。

(情報通信技術を利用して手続を行う場合の特例)

第47条 法第74条に規定する法の規定による手続を電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合における当該手続については、情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例（平成16年兵庫県条例第14号）第6条から第9条までの規定により規則で定める事項の例による。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

- 6 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年兵庫県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ただし書中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例」に、「第2条第2号に掲げる県の機関」を「第2条第3号に規定する行政機関等」に改め、同条第11号ただし書中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第2条第7号に掲げる」を「情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例第2条第9号に規定する」

に改める。



ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例をここに公布する。

令和2年10月6日

兵庫県知事 井戸敏三

## 兵庫県条例第32号

### ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、ボーガンの安全な使用及び適正な管理を確保するため、ボーガンを使用する者等の責務を明らかにするとともに、ボーガンの取得に係る届出の義務等を定めることにより、安全で安心な県民生活の確保を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において「ボーガン」とは、弦を引いた状態に保持し、かつ、矢を装填する装置を備え、引き金を引くことにより当該矢を発射させることができる弓であって、当該引いた状態に保持された弦にかかる重量（以下「弦の引き重量」という。）が30ポンド以上のものをいう。

#### (県の責務)

第3条 県は、ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

#### (使用者等の責務)

第4条 ボーガンを使用し、又は管理する者（第10条から第12条までにおいて「使用者等」という。）は、ボーガンの使用により人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は動物を殺傷することがないように、ボーガンを使用し、又は管理しなければならない。

#### (事業者の責務)

第5条 ボーガンの小売を業とする者（以下「事業者」という。）は、その事業活動を行うに当たっては、ボーガンの安全な使用及び適正な管理を確保するために必要な情報の提供を行うとともに、県が実施するボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する施策に協力しなければならない。

#### (安全な使用)

第6条 ボーガンを使用する者（以下この条において「使用者」という。）は、人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は動物を殺傷することがないように、あらかじめボーガンの安全点検、周囲の状況の確認等をして、ボーガンを使用しなければならない。

2 使用者は、ボーガンを公園、道路、駅その他の不特定若しくは多数の者の用に供される場所（ボーガンを使用する研修の用に供する場所その他規則で定める場所を除く。）又は電車、乗合自動車その他の不特定若しくは多数の者の用に供される乗物（次項において「公共の場所等」という。）において使用してはならない。

3 使用者は、ボーガンを公共の場所等に向けて使用してはならない。

4 使用者は、ボーガンを人又は動物に向けてはならない。

#### (適正な管理)

第7条 ボーガンを管理する者（以下この条において「管理者」という。）は、ボーガンを携帯し、又は運搬するときは、当該ボーガンに覆いをかぶせ、又は容器に格納しなければならない。

2 管理者は、ボーガンを保管するときは、他の者が容易に持ち出せないようにし、又は使用することができないようにしなければならない。

3 管理者は、ボーガンを使用しないときは、みだりにボーガンに矢を装填してはならない。

4 管理者は、ボーガンを譲渡し、又は貸与するときは、その相手方に対し、当該ボーガンの安全な使用及び適正な管理を要請しなければならない。

5 管理者は、ボーガンを廃棄するときは、他の者が当該ボーガンを使用することができないようにしなければならない。

#### (販売時の説明)

第8条 事業者は、ボーガンを販売するときは、そのボーガンを購入する者に対し、次に掲げる事項を説明しなければならない。

(1) その販売するボーガンの型式又は品名及び弦の引き重量



(2) 前号に掲げるもののほか、その販売するボーガンの安全な使用及び適正な管理に関する事項  
(取得の届出等)

第9条 ボーガンを取得した者は、その取得した日から14日以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、ボーガンの販売その他の規則で定める目的（以下「販売等の目的」という。）で取得した場合は、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) ボーガンを取得した日
- (3) 取得したボーガンの型式又は品名及び弦の引き重量
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 新たに県の区域内に住所を有することとなった者で、現にボーガンを所有している者は、新たに県の区域内に住所を有することとなった日から30日以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、ボーガンを販売等の目的で所有している場合は、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 新たに県の区域内に住所を有することとなった日
- (3) 所有するボーガンの型式又は品名及び弦の引き重量
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前2項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更があったとき(次項に規定するときを除く。)は、その日から14日以内に、規則で定めるところにより、当該変更があった事項を知事に届け出なければならない。

4 第1項又は第2項の規定による届出をした者は、その住所を県の区域外に変更したときは、その日から14日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

5 第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係るボーガンを譲渡し、廃棄し、又は紛失したときは、その日から14日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(情報の提供等)

第10条 知事は、使用者等及び事業者に対し、ボーガンの安全な使用及び適正な管理を確保するために必要な情報の提供、研修等を行うものとする。

(助言及び指導)

第11条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、使用者等又は事業者に対し、ボーガンの安全な使用及び適正な管理を確保するために必要な助言又は指導をすることができる。

(報告徴収及び立入調査)

第12条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、使用者等又は事業者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、当該職員に、使用者等がボーガンを使用し、若しくは保管する場所又は事業者の事務所、営業所その他の事業所に立ち入り、書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(協力の求め)

第13条 知事は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町、地域の団体その他の者に協力を求めることができる。

(補則)

第14条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第9条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第12条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第12条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条、第9条、第12条、第15条及び次項から附則第6項までの規定は、令和2年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現にボーガンを所有している者は、同項ただし書に規定する規定の施行の日から30日以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、ボーガンを販売等の目的で所有している場合は、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 所有するボーガンの型式又は品名及び弦の引き重量
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 3 前項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更があったとき（次項に規定するときを除く。）は、その日から14日以内に、規則で定めるところにより、当該変更があった事項を知事に届け出なければならない。

- 4 附則第2項の規定による届出をした者は、その住所を県の区域外に変更したときは、その日から14日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 5 附則第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係るボーガンを譲渡し、廃棄し、又は紛失したときは、その日から14日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 6 附則第2項から前項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。



兵庫県住宅再建共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月6日

兵庫県知事 井戸敏三

**兵庫県条例第33号**

**兵庫県住宅再建共済制度条例の一部を改正する条例**

兵庫県住宅再建共済制度条例（平成17年兵庫県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「一部損壊（被害に係る損害の割合が10分の1以上であるものに限る。以下同じ。）」を「準半壊」に改める。

第9条第1項中「以下」の右に「この条及び第11条において」を加え、「同表の左欄」を「同欄」に改め、同条第2項中「一部損壊」を「準半壊」に、「同表の左欄」を「同欄」に改める。

第9条の2第1項中「マンション（以下）」の右に「この条において」を加え、同項の表1の款中「以下」の右に「この表及び次項の表において」を加え、同条第2項中「一部損壊」を「準半壊」に改め、同条第3項第1号及び第2号中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月6日

兵庫県知事 井戸敏三

**兵庫県条例第34号**

**使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例**

(使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

第1条 使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第4の17の部(7)の款及び(8)の款を削り、同部(6)の款中「第36条第1項（同条第4項）」を「第88条第1項（同条第5項）」に改め、同款を同部(8)の款とし、同部(5)の款中「定置漁業権又は区画漁業権移転認可申請手数料」を「個別漁業権移転認可申請手数料」に、「第26条第1項ただし書」を「第79条第1項ただし書」

に、「定置漁業権又は区画漁業権の」を「個別漁業権の」に改め、同款を同部(7)の款とし、同部(4)の款中「定置漁業権又は区画漁業権」を「個別漁業権」に、「第24条第2項」を「第78条第2項」に改め、同款を同部(6)の款とし、同部(3)の款中「第22条第1項」を「第76条第1項」に改め、同款を同部(5)の款とし、同部(2)の款中「漁業権共有認可申請手数料」を「団体漁業権共有認可申請手数料」に、「第14条第4項(同条第7項において準用する場合を含む。)」を「第72条第6項」に、「漁業権の」を「団体漁業権の」に改め、同款を同部(4)の款とし、同部(1)の款中「漁業法(昭和24年法律第267号。以下この部において「法」という。)」第10条」を「法第69条第1項」に改め、同款を同部(3)の款とし、同款の前に次のように加える。

(1) 漁業許可申請手数料	漁業法(昭和24年法律第267号。以下この部において「法」という。))第57条第1項の規定に基づく漁業の許可の申請に対する審査	2,900円
(2) 漁業変更許可申請手数料	法第58条において準用する法第47条の規定に基づく漁業の変更の許可の申請に対する審査	2,400円

別表第4の18の部中「肥料取締法に」を「肥料の品質の確保等に関する法律に」に改め、同部(1)の款中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「第2項」を「第3項」に、「の肥料」を「に掲げる肥料」に改め、同部(2)の款中「の肥料」を「に掲げる肥料」に改める。

(本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部改正)

第2条 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例(平成16年兵庫県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2の2中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「第2項」を「第3項」に改める。

別表第3の2の項中「(漁業法(昭和24年法律第267号)第94条において準用する場合を含む。)」を削る。

(知事等の損害賠償責任の一部免責等に関する条例の一部改正)

第3条 知事等の損害賠償責任の一部免責等に関する条例(令和2年兵庫県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1項第2号中「、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員」を「又は監査委員」に改め、同項第3号中「収用委員会の委員」の右に「、海区漁業調整委員会の委員」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)附則第15条第2項の規定により在任するものとされた海区漁業調整委員会の委員に係る地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項に規定する条例で定める額については、第3条の規定による改正後の知事等の損害賠償責任の一部免責等に関する条例第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。



暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月6日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第35号

暴力団排除条例の一部を改正する条例

暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第5章 利益の供与の禁止等(第20条―第23条)

第6章 暴力団排除特別強化地域(第24条・第25条)

第7章 雑則(第26条―第30条)

第8章 罰則(第31条・第32条)

」

を

「第5章 青少年の健全な育成を図るための措置（第20条―第23条）

第6章 利益の供与の禁止等（第24条―第27条）

第7章 暴力団排除特別強化地域（第28条・第29条）

第8章 雑則（第30条―第34条）

第9章 罰則（第35条・第36条）

に改める。

第2条第8号ア中「以下」を「イからエまでにおいて」に改め、同号オ中「第51条」を「第54条」に改める。

第3条第1項中「青少年」の右に「（18歳未満の者をいう。第13条第7号及び第5章において同じ。）」を加える。

第32条第1項中「又は第2項」を「から第3項まで」に改め、同条を第36条とする。

第31条第1項第3号中「第24条第1項」を「第28条第1項」に改め、同項第4号中「第25条第1項」を「第29条第1項」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「第26条第1項」を「第30条第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第22条第1項から第3項までの規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第31条を第35条とする。

第8章を第9章とする。

第7章中第30条を第34条とする。

第29条中「掲げる」を「規定する」に改め、同条第1号中「第22条又は第23条」を「第26条又は第27条」に改め、同条第2号中「第27条」を「第31条」に改め、同条を第33条とする。

第28条中「第22条又は第23条」を「第26条又は第27条」に改め、同条を第32条とする。

第27条中「第22条又は第23条」を「第26条又は第27条」に、「第20条第1項又は第21条第1項」を「第24条第1項又は第25条第1項」に改め、同条を第31条とする。

第26条第1項中「又は第19条第1項」を「、第19条第1項又は第22条第1項から第3項まで」に改め、同条を第30条とする。

第7章を第8章とする。

第6章中第25条を第29条とする。

第24条第1項中「以下」を「次項及び次条において」に改め、同条を第28条とする。

第6章を第7章とする。

第23条中「第21条第1項」を「第25条第1項」に改め、第5章中同条を第27条とする。

第22条中「第20条第1項」を「第24条第1項」に改め、同条を第26条とする。

第21条を第25条とする。

第20条第1項第1号中「金品その他の財産上の利益の供与（以下単に「利益の供与」という。）」を「利益の供与」に改め、同条を第24条とする。

第5章を第6章とする。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 青少年の健全な育成を図るための措置

（青少年の育成に携わる者の講ずべき措置等）

第20条 保護者その他の青少年の育成に携わる者は、その育成に係る青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう並びに暴力団に対する正しい理解の下に行動することができるよう、当該青少年に対し、助言、指導その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、関係機関等と連携し、前項に規定する措置が円滑に講ぜられるよう、青少年に対する暴力団の影響を排除するための知識を有する講師の派遣、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（健全育成阻害行為の禁止）

第21条 暴力団員は、正当な理由がなく、自己が活動の拠点とする暴力団事務所等に青少年を立ち入らせてはならない。

2 暴力団員は、自己が所属する暴力団の活動として、青少年に対し、金品その他の財産上の利益の供与（以下単に「利益の供与」という。）をしてはならない。

3 暴力団員は、青少年を自己又は自己が所属する暴力団の支配下に置く目的で、当該青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 面会を要求すること。

- (2) 電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。
- (3) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ち塞がり、住居、勤務先、学校その他当該青少年が通常所在する場所（以下この号において「住居等」という。）の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をうろつくこと。

4 前項第2号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

- (1) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為を行うこと。

（健全育成阻害行為に対する措置）

第22条 公安委員会は、暴力団員が前条第1項から第3項までの規定に違反する行為（以下この条及び次条において「健全育成阻害行為」という。）をしていると認めるときは、当該暴力団員に対し、当該健全育成阻害行為を中止することを命じ、又は当該健全育成阻害行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

2 公安委員会は、暴力団員が健全育成阻害行為をした場合において、当該暴力団員が更に反復して当該健全育成阻害行為と類似の健全育成阻害行為をするおそれがあると認めるときは、当該暴力団員に対し、1年を超えない範囲内で期間を定めて、健全育成阻害行為が行われることを防止するために必要な事項を命ずることができる。

3 公安委員会は、暴力団員が健全育成阻害行為をした場合であって、当該健全育成阻害行為が当該暴力団員の所属する暴力団を代表する者若しくはその運営を支配する地位にある者（以下この項において「代表者等」という。）の指示若しくは命令により行われたと認められるとき、又は当該健全育成阻害行為を代表者等が容認し、若しくは助長したと認められるときにおいて、当該暴力団の暴力団員が更に反復して当該健全育成阻害行為と類似の健全育成阻害行為をするおそれがあると認めるときは、当該代表者等に対し、1年を超えない範囲内で期間を定めて、当該暴力団の暴力団員が健全育成阻害行為を行うことを防止するために必要な事項を命ずることができる。

（警察官の措置）

第23条 警察官は、健全育成阻害行為が行われたと認めるとき、又は健全育成阻害行為が行われるおそれがあると認めるときは、青少年が暴力団事務所等に立ち入り、暴力団員から利益の供与を受け、又は暴力団員と交際しないよう、当該青少年に対し、必要な指導を行うほか、当該青少年の健全な育成を図るために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。ただし、第2条第8号オの改正規定は、令和3年6月1日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。